

随 意 契 約 理 由 書

件名：３，４号主系膜モジュール取替工事

本件は、柏原水道センター玉手浄水場の３，４号主系膜ろ過設備の膜モジュールを取り替えるものであるが、本設備は、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本工事が施工可能な者は、本設備を設計・製作した水道機工株式会社が修繕・保守業務を移管している横手産業株式会社である。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規程により、横手産業株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積もりの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条および同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号の規程により比較見積もりを省略する。